

「正社員登用」が行われました。正社員登用を求めてきた期間社員の声と郵政産業ユニオンの取り組みもあり、国会での亀井大臣の発言を契機に実現したものです。これに基づいてこれまで2回の「正社員登用」が実施されましたが、その実態は「希望者全員の正社員化」という国会での約束とは大きく異なるものでした。

2010年の一回目の登用選考には勤続7年以上という基準を満たした希望者約3万3000人が応募しましたが、合格者は8,438名、合格率25.4%でした。しかも、翌11年の合格率は5%にも満たなく、今年は正社員登用の「見合わせ」を表明しています。はじめからやりたくなかった日本郵政と「正社員登用」に批判的なJ P労組の二人三脚によって「正社員登用」は事実上葬り去られています。

### 3 着実に進む非正規社員の闘い

雇用不安と低賃金や差別に苦しめられている中で非正規社員の闘いも始まっています。そのひとつは、雇止めを巡る闘いです。公務員時代には連敗であった雇止め・解雇を巡る裁判も民間化によって変化が出てきています。岡山支店の荻原君の裁判では、公社（公務員）時代からの雇用継続を認めて民間化直後の雇止め・解雇を無効とする画期的な判決が最高裁で確定しました。形式的に会社が異なっても雇用の実質的な継続を認められたもので非正規社員の雇用保障に大きな意義があると思います。

もうひとつは、スキル評価を巡る裁判です。交通事故やたった一度の遅刻を理由に仕事の広さや習熟度で決まるスキル評価を下げるという不当な評価に対する裁判です。遅刻や交通事故一回で時給が200円以上も引き下げられたもので、労基法91条に違反し社会の常識からも逸脱した不当なものです。裁判では、会社は全面的に争う姿勢を示していますが、現在はこうした評価を行わないよう指導を

変更しています。裁判の成果です。

三つ目は、65歳を超えたことを理由とする雇止め・解雇を巡る裁判です。民間化時に作成した就業規則で65歳を超えた場合は原則として雇用契約の更新を行わないと定められていることを理由として昨年9月末、全国で1万2245名の非正規社員を雇止め・解雇しました。採用時にはこうした「定年」の説明はなく、採用され時に65歳を超えていた人もいます。

定年制は年功的処遇や退職金等を前提として許されるもので、それらと縁のない非正規社員の「定年制」は違法、無効だとして訴えています。少子・高齢化社会の中で高齢者の働く場を奪って社会が成り立つのか？若者だけで高齢者を支えることは物理的にも不可能ではないか、という思いが根底にはあります。

その他にも、パワハラやセクハラを巡る裁判等コンプライアンスや社会常識を逸脱した郵政職場を象徴するような闘いが沸き起こっています。こうした中、非正規社員の闘いに正社員が自らの「特権」にしがみつかずに意識を転換し連帯して行くことができるのか、そして非正規社員の人たちも職場における自らの力を自覚し、立ち上がることができるかが問われています。（郵政産業労働者ユニオン 椿茂雄）

#### <資料>

日本郵政グループ各社の社員状況（2011年4月現在）

|        | 正社員     | 非正規社員   | 合計      | 非正規割合 |
|--------|---------|---------|---------|-------|
| 日本郵政   | 3,301   | 4,866   | 8,167   | 59.6% |
| 郵便事業会社 | 102,300 | 152,300 | 254,600 | 59.8% |
| 郵便局会社  | 110,865 | 46,000  | 156,865 | 29.3% |
| ゆうちょ銀行 | 12,351  | 7,300   | 19,651  | 37.1% |
| かんぽ生命  | 6,815   | 3,550   | 10,365  | 34.2% |
| 合計     | 235,632 | 214,016 | 449,648 | 47.6% |

正社員登用の応募者と合格者数

|         | 平成22年度 |       |       | 平成23年度 |       |       |
|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|         | 募者者    | 合格者   | 合格率   | 応募者    | 合格者   | 合格率   |
| 郵便事業会社  | 27,811 | 6,503 | 23.4% | 18,719 | 501   | 2.3%  |
| 郵便局会社   | 4,402  | 1,715 | 39.0% | 2,281  | 448   | 19.6% |
| ゆうちょ銀行  | 733    | 131   | 17.9% | 455    | 72    | 15.8% |
| かんぽ生命保険 | 277    | 69    | 24.9% | 261    | 32    | 12.3% |
| 日本郵政    | 56     | 20    | 35.7% | 31     | 5     | 16.1% |
| 5社計     | 33,279 | 8,438 | 25.4% | 21,747 | 1,058 | 4.9%  |

## 「地方の非正規公務員の増加～自治労調査より～」の巻

## 地方の非正規公務員は70万人

自治労は2012年6月1日を基準日として、自治労加盟自治体における臨時・非常勤職員の任用状況を調査し、「自治体臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件制度調査結果(中間報告)」を10月29日に公表しました。

同調査は、全国の47.2%にあたる845自治体の状況を集約したもので、警察や消防、教員などを除く臨時・非常勤職員の数は30万5896人、正規職員は61万9542人。全体に対する非正規率(非正規公務員数/正規公務員+非正規公務員)は33.1%であるとし、調査からもれた自治体を含めると、全国の「非正規公務員」は70万人と見込まれるとしています。

自治労では同様の調査を08年6月1日を基準日に実施しており、その時点では推定60万人、非正規率は27.6%としていました。調査対象が異なる(今回調査は首長部局が中心)ので正確なことはいえませんが、この4年間で非正規公務員は少なくとも10万人増加し、非正規率も「4人に1人」から「3人に1人」に拡大したことになります。

民間労働者における非正規率は、総務省労働力調査によれば、12年4～6月平均で34.5%ですから、地方公務員の非正規率はほぼ民間並になったということなのでしょう。

非正規率は小さな自治体ほど高く、都道府県の16.6%に対し、町村は38.0%。非正規が正規を上回る自治体もありました。

勤務時間が正規の4分の3以上、すなわちこの間の裁判例からすれば「常勤の職員」とみなされる非正規は61.2%にのぼります。

職種別に見ると、学童指導員の92.8%、消費生活相談員の86.3%、図書館員の67.8%、学校給食調理員の64.1%、保育士の52.9%、学校用務員の52.0%が非正規公務員で、正規職員が担うべきとされる恒常的・本格的業務で、権力行政の典型職種である生活保護にかかわるケースワーカーでも、非正規率は1割に達していました。つまり、非正規公務員は、自治体が直接提供する公共サービスの主要な担い手になり、職場に欠かせない存在となっているのです。

ただし、もはや周知の事実ですが、非正規公務員の処遇は厳しく、時給制では900円未満、月給制では16万円未満が過半数を占め、フルタイムでも年収200万円に届きません。職種別に見ると、保育士や図書館職員を含む代表的な6職種では、昇給がない自治体が7割超、期末手当なしは6割前後、通勤費なしは2割超です。1回の任用期間は大半が1年以内で、多くの自治体で任用回数の上限を定めているのです。

## 正規から非正規への置き換え

総務省調査では、04年から08年にかけての4年間で、非正規公務員は約4万3000人増加して約50万人となり、自治労調査では、08年から12年にかけて約10万人増加、70万人となったわけです。数字の正確さはともかくとして、確実に、それも急激に増加しているのです。\*08年調査で総務省調査は勤務期間6ヶ月未満はカウントせず、東京都は臨時職員0人と報告しており、過少申告なのです。

なぜこのように増大したのか。その要因はただ1点。正規職員から置き換えられているのです。表をご覧ください。これは厚生労働省・社会福祉施設等調査と総務省定員管理調査を付け、両者の年度ごとの差異を算出することで、常勤的非常勤保育士数を算出したものです。

01年から10年にかけて、全国の公立保育所の常勤保育士は5,138人減少しているのに対し、常勤的非常勤保育士は、10,680人も増加しています。つまり常勤保育士から置き換えられ、さらに上回って増加しているのです。

このような傾向は図書館員、教員などの他の公共サービス分野でも、特徴的に現れています。

## 正規公務員の保育士、常勤的非常勤保育士の推移

|       | 公立保育所の専任保育士・常勤保育士 |        | 常勤的非常勤保育士数 |        |
|-------|-------------------|--------|------------|--------|
|       | (人)               | 増減数    | (人)        | 増減数    |
| 2001年 | 125,568           |        | 21,052     |        |
| 2010年 | 120,430           | -5,138 | 31,732     | 10,680 |

(理事 上林陽治)

# 「納得いかな～い！この問題」

## 1 臨時職員にとっての手当や共済組合

### <質問>

数年来、非常勤職員等への手当支給促進のための「地方自治法改正」や「パート労働法の主旨を入れた法改正」の取り組みが進められ、議員連盟結成や院内集会が開催されています。しかし、私たち臨時職員（地公法22条任用）の処遇改善の方向や動きが見えないのですが、教えてください。

### <回答&解説>

地公法22条任用の臨時職員でも、短時間勤務なら非常勤と同じく「地方自治法改正」や「パート労働法の主旨を入れた法改正」が改善や救済に繋がります。一方、フルタイム臨時職員（2008年総務省調査では10万人で、全臨時職員の半数を占める）は、本来「準常勤職員」として扱われるべきです。

その区分ラインの一つは、「1日フルタイム×1カ月18日以上×1年以上」です。これは公務員共済組合と退職手当条例準則の適用基準ラインです。最近、33都道府県（7割）が臨時教員に退職手当を支給しているという新聞報道がありました。この他に、上林理事が本紙でも詳述している「業務内容が同様な非常勤は地方自治法上は常勤」という主旨の判例があります。

ところで、民間なら勤務時間がフルタイムの4分の3で加入となる社会保険制度が、公務員共済組合では上記のようにハードルが高く不当です。この結果、正規公務員は「特権的」になり、非正規公務員を民間労働者対象の社会保険が抱えるという歪な形となっているのです。

## 2 臨時・非常勤の週休日振替と超過勤務手当

### <質問>

同じ職場の常勤職員が、日曜日に臨時の出勤をして、代りに翌日の月曜日に休みました。その際、「25%の超過勤務手当がついた」と言っ

ています。私たち非常勤が同様の状況になっても手当がつかないのですが、これはどういうことなのでしょうか。

### <回答&解説>

労基法における労働時間(日)の原則は「1日8時間以内」「週40時間以内」「週1日又は4週間に4日の休日」で、これを超えたら割増賃金が発生します。公務員勤務（制度）の基本型は「8時間×5日」で、労基法の「休日」を「週休日」と呼びます。なお、公務員制度上の「休日」は祝日や年末年始の休みで、これは労基法に規定のない休みです。

フルタイムは週休日に勤務をしたら同一週（日～土）に週休日を振り替えるのが一般的で、無理なら当該週の前後に振り替えることになり、どちらも不可能であれば超過勤務手当が支給されます。

短時間勤務は、週休日出勤によって週40時間を超えるか否かが問題です。超過勤務とするか振替とするかは就業規則次第です。「週に1日」か「4週間に4日」に当てはまれば週休日としては労基法上問題ありません。

しかし、当該週の勤務が40時間を超えれば、「週40時間以内」を超え、25%の割増賃金が発生します。一方、短時間勤務は週休日に出勤しても週40時間を超えないこともあり、この場合には割増賃金は発生しません。

ところで、臨時・非常勤の皆さんからの相談に、①1日8時間以上の勤務を別の日の時間短縮で相殺、②就業規則に規定のない週休日の振替、③書類のない(命令なき)週休日の振替、という内容が目立ちます。①は悪質な「超過勤務隠し」であり違法です。②③は法制度的に問題があります。

とにかく、勤務時間や勤務日の扱いで疑問を感じたら、①「正規」の扱いを確認する、②労基署に問い合わせることが大事です。

(本多伸行)

## 官製ワーキングプア研究会の掲示板

### 裁判、労働委員会の動き

#### ●アミカス（福岡市男女共同参画センター）中労委審問行われる

第1回審問が10月31日（水）午後1時から行われ、組合側：江藤恒夫（アミカス特別執行委員）、本多玲子（執行委員長）、福岡市側：阿部亨（福岡市前市民局長、現財政局長）の主尋問、反対尋問がありました。

傍聴には、自治労福岡、本部、東京、神奈川、埼玉、千葉県本部の皆さんと当研究会関係者総勢50余名が駆けつけ、組合側証人にエールを送りました。

第2回審問は、12月6日（木）午後2時から1時間程度、福岡市側：井上るみ（前男女共同参画部長兼アミカス館長、現早良区長）、野口正子（元相談係長）を証人に迎える予定です。東京およびその近郊にお住まいのみなさま、ぜひ傍聴応援をお願いします。

#### ●茨城県嘱託員雇い止め訴訟で証人尋問

11月8日午後1時から5時まで、水戸地裁で茨城県嘱託職員雇い止め訴訟の証人尋問があり、原告からは本人および原告の後任とされ、一日も出勤せずに退職した再任用職員が、被告側からは直属の所長及び本庁の課長が尋問の対象になりました。

紙面の都合で内容を記載できませんが、原告を意図的に雇い止めた背景が浮かび上がるとともに、正規職を優遇し、非正規職を駒のように扱う県の役員の体質が如実に表れるものでした。

次回公判は、来年1月17日（水）午前11時30分、水戸地裁302号法廷で、そろそろ結審となります。

#### ●東京都消費生活相談員ユニオン判決公判

10月25日、東京地裁で「都庁非正規雇用労働者団交権確立争議行政訴訟」公判があり、東京都消費生活相談員の玉城恵子さんが「意見陳述」に立ちました。10分ほど、センターでの業務内容、都による5年有期雇用の不合理性、団交の必要性、交渉の経緯、思いなどを堂々とかつ感動的に発言をされました。

判決言い渡しは12月17日（月）午後1時10分、東京地裁631号法廷です。

### 上林陽治著「非正規公務員」早くも二刷り

9月に発行された同書は、日を追うにしたがって話題を呼び、ついにはネット書店のアマゾン公務部門のトップになるなど、順調な売れ行きで、10月末には早くも二刷りとなりました。主な書評は、読売新聞（10月14日）、月刊ガバナンス（10月号）、月刊労働組合（11月号）などで、さらには学者・研究者のブログなどにも取り上げられています。

本体価格1,900円＋税（四六版296頁）ですが、当研究会にご注文いただければ著者割引＋送料でありません。

### NHK「あさイチ」で放送

11月5日、NHKテレビの平日朝の帯番組で「女性と貧困」がテーマの特集が組まれました。その一部で官製ワーキングプア問題も取り上げられ、当研究会白石理事長がインタビューで登場しました。

### 特定非営利活動法人官製ワーキングプア研究会入会のご案内

定款第3条 この法人は、広く一般市民、そして国、自治体など公共団体に勤務する非正規公務員及び公共サービスを担う民間事業所に勤務する労働者などを対象に、格差是正、均等待遇実現などに関する事業を行い、また、公共団体及び民間事業所に対し、研修又は啓発活動を行い、ワーキングプア解消に寄与することを目的とする。

<入会金>個人（正会員・賛助会員とも）1,000円/団体（正会員・賛助会員とも）2,000円

<年会費>正会員（個人）3,000円/（団体）10,000円

賛助会員（個人）2,000円/（団体）5,000円

<入会金・会費 振込み先>

★中央労働金庫荒川支店（普）3939058 「特定非営利活動法人官製ワーキングプア研究会」

★郵便振替口座 口座記号番号00170-5-744093 「NPO法人官製ワーキングプア研究会」

### 編集後記

今回も10月発行の予定が大幅に遅れてしまいました。お詫びします。

朝日新聞11月9日付朝刊に沢路毅彦経済部次長が「雇い止め、非正規公務員守る制度を」（記者有論）を書いている。着目点がいい。郵政公社時代と民間の郵便事業会社とでは、同じ非常勤職員でも司法の扱いが変わる不思議さを取り上げている。

この間、意識的にマスコミの皆さんと話し込んだり、情報提供したりしてきた成果のひとつだし、誠意ある記者はまだまだいることは確かだ。

研究会が発足して1年。とりあえずホームページ開設と本誌レポート発行を中心に活動を続けてきたが、各方面からの問い合わせや相談などもかなり増えている。次の1年はさらに質量ともに高めていきたい。（白）

「官製ワーキングプア研究会レポート」 2012年11月・創刊第4号（通巻4号）

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号（JR・東京メトロ四ツ谷駅）

携帯電話：090-2302-4908

FAX：03（3891）9381/電話：03（5269）0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：http://kwpk.web.fc2.com/

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。